

## 那覇市し尿等下水道放流施設 精密機能検査業務委託仕様書

### 1 件名

那覇市し尿等下水道放流施設 精密機能検査業務委託

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### 3 施設の概要

- (1) 施設名称 那覇市し尿等下水道放流施設
- (2) 施設住所 浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号
- (3) 施設規模 32kℓ/日
- (4) 処理方式 前処理・固液分離・希釈下水道放流方式

### 4 業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に定める精密機能検査（別紙業務内容参照）

### 5 主任技術者及び技術者

受託者は、本業務の実施に先立って、主任技術者及び担当技術者を定め、那覇市に届け出なければならない。

- (1) 主任技術者は、在籍6ヵ月以上の正社員とし、技術士法に定める技術士の資格（衛生工学部門のうち、廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画のいずれかの資格）を有する者
- (2) 担当技術者は、在籍6ヵ月以上の正社員とし、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の精密機能検査業務の実務経験を有する者
- (3) 現地検査（2人/日×3日以上）の際には、主任技術者及び担当技術者が必ず出席すること。

### 6 届出等

- (1) 受託者は、本業務の着手に際し、那覇市に次の書類を提出しなければならない。
  - ① 工程表
  - ② 業務着手届
  - ③ 技術者届
- (2) 受託者は、本業務の完了に際し、那覇市に次の書類を提出しなければならない。
  - ① 業務完了届
  - ② 請求書
- (3) その他、那覇市が必要とする書類を提出しなければならない。

## 7 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務の完了時に那覇市の審査を受けなければならない。
- (2) 本業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに本業務の修正を行わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の審査に合格後、この仕様書に指定された提出図書一式を納品し、那覇市の検査合格をもって本業務の完了とする。

## 8 成果品

提出する成果品及び部数は次のとおりとし、業務遂行上定められた時期に提出するものとする。

- (1) 精密機能検査報告書 簡易製本 A4版 2部  
電子データ 1式
- (2) その他、那覇市の指示する書類

## 9 費用の負担

本業務に伴う必要な費用は、受託者の負担とする。

## 10 資料の貸与

本業務に関し、那覇市が所有する資料は、所定の手続により貸与する。また、貸与された資料は、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

## 11 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律他、関連する法令、指針等を遵守すること。

## 12 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

## 13 秘密保持の義務

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 14 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

## 別紙 業務内容

本業務は、施設の現況を把握するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に定める精密機能調査を下記のとおり実施する。

精密機能調査業務は、一般廃棄物処理施設精密機能検査要領に基づくものとし、施設の老朽化状況及び改修必要箇所等を把握するために実施するものである。

### 1 書類調査

(1) 運転管理実績の調査：下記の項目について過去3年間の実績について調査する。

① 搬入実績

搬入量、浄化槽汚泥混入率、月変動係数等

② 運転管理実績

投入量、放流水量、希釈水量、汚泥処理量、電力使用量、用水使用量、薬剤使用量等

③ 維持管理費

電力費、薬品費、委託費、補修費等

(2) 運転状況の調査

① 管理状況

施設の運転管理体制、法定資格者配置状況等を調査する。

② 運転状況

受入・貯留、固液分離（資源化）、希釈・投入、取排水、脱臭等の工程ごとに日常の運転方法について調査する。

(3) 定期点検状況の調査

① 補修整備履歴調査

各施設の補修履歴を過去3年間について調査する。

② 定期検査実績調査

放流水等の定期検査が法で定められている項目と頻度で行われているかを調査する。また、その結果が法基準値等に適合しているかを確認する。

(4) 処理条件と処理効果

処理工程について、それぞれの機能を設計基準と比較し検討する。

## 2 現地調査

### (1) 設備等の状況調査

#### ① 書類調査

設計基本図書、運転記録、定期点検整備記録について調査する。

#### ② 設備・装置等の調査内容

各設備、装置、機器類について検査し、「良」、「要補修」、「要交換」、「改造」等の所見を示す。

- ・ 土木、建築設備

各設備について亀裂、破損箇所の有無、漏水、浸水の有無等の外観目視調査を実施する。

- ・ 機械設備

各設備について腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇及び損耗等の外観目視調査を実施する。

- ・ 電気設備

各設備について腐蝕、損傷の有無、温度上昇、その他配線、安全器の状況等の外観目視調査を実施する。

- ・ 配管・弁類設備

各設備について腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動における良否等の外観目視調査を実施する。

#### ③ 水質等の検査

各工程の処理水、汚泥、臭気等を採取し、処理機能の把握に必要な項目について分析を実施する。なお、分析項目は別表1の項目表を原則とする。

### 3 精密機能検査報告書の作成

上記の調査結果に基づき、施設の構造及び維持管理上の改善点を指摘し、総合的な所見を示し、精密機能検査報告書としてまとめること。

別表 1

## 【水質測定】

	搬入 し尿	搬入 浄化槽 汚泥	投入 汚泥	脱水 し渣	脱水 汚泥	脱水 分離液	放流水
水温	○	○	○			○	○
PH	○	○	○			○	○
BOD	○	○	○			○	○
COD	○	○	○			○	○
SS	○	○	○			○	○
全窒素	○	○	○			○	○
全りん	○	○	○			○	○
塩化物 イオン	○	○	○			○	○
含水率				○	○		

## 【臭気測定】

検知管方式	アンモニア	硫化水素
薬液脱臭塔（入口）	○	○
薬液脱臭塔（出口）	○	○
低濃度活性炭脱臭塔（入口）	○	○
低濃度活性炭脱臭塔（出口）	○	○